

定 款

(2022 年 6 月 23 日変更)

日野自動車株式会社

日野自動車株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日野自動車株式会社と称する。英文では、HINO MOTORS, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品およびその部品ならびに関連する設備・資材・用品の設計・製造・売買・賃貸借・再生・架装・改造・検査・修理・解体に関する事業
 - (1) 自動車、産業用運搬車両、船舶その他の輸送用機械器具
 - (2) 内燃機関その他の原動機
 - (3) 工作機械、鋳造鍛造機械、組立機械器具、建設用機械器具その他の産業用機械器具および立体駐車装置その他の一般機械器具
 - (4) 計測機器、計量機器、通信機器その他の電気機械器具
 - (5) 機械加工品、板金加工品、鋳造品、鍛造品、セラミック製品、合成樹脂製品、農業器材
2. 燃料、潤滑油その他の石油製品の販売に関する事業
3. 家庭用電化製品、自転車、スポーツ用品、衣料品、家具、事務機器、医療用具、加工食品、日用雑貨品および装飾品の販売に関する事業
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業、旅行業およびこれらに関連する運輸サービス業
5. 広告業、出版業および印刷業ならびにこれらに関連するデザイン・マーク等の企画、制作に関する事業
6. 建築工事・土木工事・設備工事等の企画・設計・監理に関する事業
7. 教育・文化・スポーツ・観光施設および飲食・売店・宿泊施設の運営・管理に関する事業
8. 不動産の賃貸借・売買・仲介・管理に関する事業
9. 警備防災の請負・管理に関する事業
10. 清掃業および廃棄物処理業
11. 情報通信・情報処理・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸借に関する事業

12. 損害保険代理業および生命保険募集業
13. 労働者派遣業
14. 総合リース・レンタル、金融および有価証券の売買に関する事業
15. 前各号に関連する技術開発・技術指導に関する事業および技術情報等の売買・供与・仲介に関する事業
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都日野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、14億株とする。

(単元株式数および単元未満株式についての権利)

第6条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

② 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買

取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

- ② 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。

(決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長が欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

- 第 14 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主に限る。
- ② 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
 - ③ 当会社は、株主が 2 人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

- 第 16 条 当会社は、取締役 15 名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第 17 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
 - ③ 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。
- ② 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(取締役会)

- 第 19 条 当会社は、取締役会を置く。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前まで

にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

- ③ 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- ④ 前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を置くことができる。

(相談役および顧問)

第 21 条 取締役会は、その決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 22 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 23 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の設置および数)

第 24 条 当会社は、監査役 7 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 25 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

- 第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。
- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役会)

- 第 27 条 当会社は、監査役会を置く。
- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
- ③ 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

- 第 28 条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

- 第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

- 第 31 条 当会社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当等)

第33条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剩余金の配当をする。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当をすることができる。
- ③ 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- ④ 未払の剩余金の配当には、利息を付さないものとする。

(剩余金の配当等の支払免除)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上